



## 2014年度インド予算案における税制改正概要

KPMG インド ムンバイ事務所  
マネジャー 空谷 泰典

2014年7月10日にアルン・ジャイトリー財務相より国会へ提出されたインド予算案は、政権交代後の政府の姿勢を見極めるため、非常に注目されていました。全体的には、景気回復の兆しがあるものの過去と比べて依然低い経済成長率を受け、インフラ整備や海外からの投資による経済成長と財政健全化を意識したものとなっています。

政権発足から間もない時期であったため、今回の予算案では大きな制度変更まで踏み込めていない状況ですが、毎年のように導入が期待されている新統合間接税法 (Goods and Service Tax、以下「GST」という) の導入や、防衛部門・保険部門への海外からの直接投資の出資上限引上げについても強く言及しており、新政権の改革への強い意思表示が見られた予算案となっています。

また、通常、インドでは毎年2月末に予算案が発表されるため、次回(2015年2月末)に発表される予算案ではさらに踏み込んだ改革が期待されています。本稿では、税制改正の中で日系企業に影響を与えると思われるものを中心に解説を行います。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



そらたに たいすけ  
空谷 泰典

KPMG インド  
ムンバイ事務所  
マネジャー

### 【ポイント】

- 2013年度の経済成長率の実績は4.7%に留まり、過去に比べると以前低い状況である。
- モディ政権発足から間もない時期であったため、大きな制度変更まで踏み込めていないものの、インフラ整備や海外からの投資呼び込みを意識した政策となっている。
- GST導入の課題について、今年度中の解決を目指している。
- 直接税・間接税、いずれも標準税率の変更はない。

## I 2014年度インド予算案の概略

2014年7月10日、インドのアルン・ジャイトリー財務相より2014年度(2014年4月-2015年3月)の予算案が国会に提出されました。本予算案の中で報告されたインド経済の状況は以下のとおりとなっております。

2013年度(2013年4月-2014年3月)のインド実質GDP成長率は4.7%に留まり、景気回復の兆しが見られるものの、過去と比べると依然として低い状況です。

2014年度の同成長率は5.4%という目標を設定しており、2013年度からの回復は見込んでいるものの、2009年度および



2010年度並みの水準（8%超）には達していません。

一方で財政赤字に目を向けると、2013年度は対GDP比で45%と発表されています。なお、2014年度予算案では目標値を同41%に設定しており、0.4%ポイント改善する計画となっています。

## II 税制改正

以下直接税、間接税について日系企業に影響を与えると思われる項目を中心に解説します。

(参考情報)

2014年8月1日では、INR = 1.69円となっています。  
(インド準備銀行 (Reserve Bank of India) 発表による)

### 1. 直接税

#### (1) 法人税

##### ① 税率

法人税の税率については、前年度より変更はありません(図表1参照)。

図表1 法人税率

	課税所得 (INR)		
	1,000万INR まで	1,000万INR超 1億INRまで	1億INR超
法人所得税— 内国法人	30.90%	32.45%	33.99%
法人所得税— 外国法人	41.20%	42.02%	43.26%

出典：KPMG インド作成

#### ② 配当分配税の計算方法の変更

インドには配当分配税 (Dividend Distribution Tax、以下「DDT」という) という制度があり、インド内国法人からの配当金課税については受領者ではなく、配当金支払法人に対して

図表2 配当分配税の計算方法

(単位:INR)

	改正前	改正後	差額
配当金支払額	100	100	—
配当分配税	16.995 <sup>*1</sup>	19.993 <sup>*2</sup>	2.998
配当のために 必要となる金額	116.995	119.993	2.998

<sup>\*1</sup> 16.995 = 100 × 16.995%

<sup>\*2</sup> 19.993 = 117.64 × 16.995%、117.64 = 100 / (100% - 15%)

出典：KPMG インド作成

行われます。

2014年10月1日より、当該配当分配税の計算方法が変更され、グロスアップ方式が採用されることになりました(図表2参照)。

#### ③ CSR活動

新会社法にて、一定の企業が求められるCSR (corporate social responsibility) 活動のための支出は、主たる事業への支出とみなされず、損金不算入とされました。

#### ④ 源泉税の取扱いの改正

源泉税 (Tax Deducted at Source、以下「TDS」という) の取扱いが改正され、2014年10月1日から適用となります。

##### (i) 居住者取引の場合

従来、費用支払にかかるTDSを納付しない場合、当該取引額の全額が損金不算入とされていましたが、本改正により、損金不算入額は30%までとなります。

##### (ii) 非居住者取引の場合

居住者取引と同様に、税務申告書の申告期限までにTDSを納付することにより、当該取引金額の損金算入が可能となります。

#### ⑤ その他

製造業にて新規設備投資 (工場もしくは機械設備) を実施する場合、各税務年度において2億5,000万INR超の投資であれば、その投資額の15%を追加で損金計上できます (2017年3月期までの各税務年度で適用)。

保有期間が36ヵ月以内の非上場株式のキャピタルゲインについては、短期保有キャピタルゲインと区別されることになりました (従前は、保有期間が12ヵ月以内のものを短期保有と区分)。

#### (2) 個人所得税

個人所得税については日本と同様、インドにおいても超過累進税率が適用されていますが、今回は基礎控除額の上限が引上げられました(図表3参照)。

図表3 個人所得税率、60歳未満

改正前の所得金額の 範囲 (INR)	改正後の所得金額の 範囲 (INR)	税率 (%)
200,000 まで	250,000 まで	非課税
200,001 ~ 500,000	250,001 ~ 500,000	10
500,001 ~ 1,000,000	500,001 ~ 1,000,000	20
1,000,000 超	1,000,000 超	30

出典：KPMG インド作成

### (3) 移転価格税制

#### ① 事前確認制度

2012年7月より導入されたインドの事前確認制度 (Advance Pricing Agreement、以下「APA」という) について、一定の条件を満たす事により、ロールバック (過去4年間の遡及適用) が新たに設けられることになりました。(2014年10月1日より適用) この結果、事前確認制度のメリットが拡大され、より魅力的な制度となることが期待されています。

また、APAの手続迅速化のため、当該制度に対応する人員の強化を図っています。

#### ② 他社との比較対象期間

独立企業間価格を算定する際に、同業他社の取引情報と比較する場合、現在はその比較対象期間が1年とされていますが、3年平均値等の複数年度にわたる比較対象期間も容認されるよう、制度改正が提案されています。

## 2. 間接税

### (1) GST

インドの複雑な間接税の簡素化を目的とし、中央販売税、州VAT、物品税やサービス税等多様な間接税を統合するGSTについては、今回の予算案においても具体的な導入時期は公表されませんが、以下の項目について今年度中の解決を目指している旨が財務相より表明されているため、GST導入の動向について注目されています。

- 各州における、徴税権引渡しへの不安
- 各州への補償
- GST導入のための法整備

### (2) 物品税

#### ① 税率

物品税の標準税率については、前年度より変更はありません。

#### ② 税率変更がある項目

以下の項目について、2014年7月1日より適用となりました。

- 太陽光発電モジュール製造に使用される一定の部品・原材料については、物品税が免除される。
- 太陽光発電プロジェクトの立上げに必要な製造設備等は物品税が免除される。
- ミネラルウォーターや加糖炭酸飲料については、5%の追加税率が適用される。
- EOU (Export Oriented Unit:100%輸出志向型企業) から DTA (Domestic Tariff Area: 国内一般関税地域) への商品取引については、教育目的税が免除される。

#### ③ その他

税務訴訟において、以下の預託金が必要となります (1億 INRが上限、法令成立後に適用)。

- |                          |
|--------------------------|
| 1 段階目: 追徴課税・ペナルティ等の 7.5% |
| 2 段階目: 追徴課税・ペナルティ等の 10%  |

物品税の納付遅延が1ヵ月を超えると、月毎に1%のペナルティが課せられます (2014年10月1日より適用)。

### (3) サービス税

#### ① 税率

サービス税の標準税率は、前年度より変更はありません。

#### ② Place of Provision of Services Rules

サービスの提供場所にかかる規則について、以下の項目が改正され、2014年10月1日より適用されます。

- 物品販売の仲介サービスでは、サービス提供者の所在地が判断基準とされた。結果として、サービス提供者の所在地がインドである場合、新たにサービス税の対象となる可能性がある。
- インドにおいて製品等の修理が実施されるものの、一時的に海外からインドに持ち込まれ、修理後に再度海外に送付される場合は、サービス税の対象外となる。

#### ③ CENVAT クレジット

CENVATクレジット※を利用するためには、請求書、特定の書類の日付から6ヵ月以内に認識する必要があります (2014年9月1日より適用)。

また、Full Reverse Charge Mechanism (例: インド国内のサービス受益者が、国外サービス提供者に代わってサービス税を納付) は、サービス税納付と同時に、CENVATクレジットを認識することが可能になります (2014年9月1日より適用)。

※ CENVAT クレジットは、物品やサービスに対して支払った間接税について、将来の納税額の一部を相殺できるように計上されています。

#### ④ その他

サービス税納付の遅延利息については、従来の年率18%から以下に変更されます (2014年10月1日から適用)。

遅延期間	利息
1 ~ 6 ヶ月	18%
7 ~ 12 ヶ月	24%
1 年以上	30%

税務訴訟において、以下の預託金が必要となります (1億 INRが上限、法令成立後に適用)。

- 1 段階目：追徴課税・ペナルティ等の7.5%  
2 段階目：追徴課税・ペナルティ等の10%

複合工事契約におけるサービス税の課税標準算定について、従来は3つのカテゴリーに分かれていましたが、「Original Works」（全体の40%を課税標準）および「Original Works以外」（全体の70%を課税標準）と2つのカテゴリーに簡素化されます（2014年10月1日より適用）。

#### (4) 関税

##### ① 税率

関税の標準税率については、前年度より変更はありません。

##### ② 税率変更がある項目

以下の項目について、2014年7月11日より適用となりました。

- プロパンガス・エタン・エチレン・プロピレン等について基本関税 (Basic Custom Duty、以下「BCD」という) の税率が5%から2.5%に引き下げられた。
- 太陽光発電に使用される一定の部品については、BCDが免除される。
- 太陽光発電プロジェクトの立上げに必要とされる製造機械については、BCDが5%、相殺関税 (Countervailing Duty、以下「CVD」という) が0%とされる。
- 19インチ以下のLCD/LEDパネルや、一定のパネル部品については、BCDが免除される。
- 一定の条件のもと、以下の項目については、特別追加関税 (Special Additional Duty、以下「SAD」という) が免除される。
  - PC製造のための部品
  - 風力発電事業のための部品や原料

##### ③ その他

将来の取引について、事前に税務上の取扱いを確認できるAAR(事前確認当局: Authority for Advance Ruling)については、インド国内の非公開会社も利用可能となりました(2014年7月11日より適用)。

税務訴訟において、以下の預託金が必要となります(1億INRが上限、法令成立後に適用)。

- 1 段階目：追徴課税・ペナルティ等の7.5%  
2 段階目：追徴課税・ペナルティ等の10%

【バックナンバー】  
「インド新会社法の要点解説」  
(KPMG Insight Vol.5/March 2014)

本稿は、月刊「国際税務」(Vol.34 No.9、税務研究会発行)に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG インド  
ムンバイ事務所  
マネジャー 空谷 泰典  
TEL: +91-2230913212  
soratani@kpmg.com

デリー事務所  
シニアマネジャー 宮下 準二  
TEL: +91-965-000-2870  
junjim@kpmg.com

マネジャー 山崎 恵美  
TEL: +91-124-307-4000  
emiya@kpmg.com

チェンナイ事務所  
マネジャー 加藤 正一  
TEL: +91-44-3914-5168  
masakazu@kpmg.com

バンガロール事務所  
アーメダバード事務所  
マネジャー 金原 和美  
TEL: +91-80-3065-4364  
kazumi@kpmg.com

あずさ監査法人  
インド事業室  
パートナー 笠間 智樹  
TEL: 03-3266-7003 (代表番号)  
india@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.